

前回の御意見等について

令和 4 年 3 月
林野庁

目次

1	林地開発の一体性	3
2	面積基準の見直し	7
3	降雨形態の変化等への対応	10
4	施工能力等を証する書類	17
5	許可条件例の明確化	23
6	施工完了後に措置する年数	26
7	撤去費用や撤去計画の確認	28
8	災害防止に関する協定	29
9	市町村意見聴取のプロセス	31
10	地域との関係構築に向けたモデル事例	33

1 林地開発の一体性

【主な御意見】

- 林地開発の一体性について、細部の運用は都道府県の状況により定めていくこととなると思うが、大枠の目安を提示することが重要。
- 面開発としての一体性と、洪水調節池を箇所毎に個別に設置するか共有するかといった洪水調整としての一体性があり、一体性の議論を課題③の洪水調節池の議論と関連づけられると良い。
- 斜面の開発において、下流域の影響を考えると流域という視点を持つことも重要。
- 同一流域内で複数の開発が行われる場合に、どのように考えるのかということも検討する必要。

【例 1】都市計画法に基づく開発行為の一体性の判断基準（茨城県・福岡県福岡市）

各地方公共団体では、隣接又は近接する複数の土地における開発行為等が、一体的な開発行為と認められる場合は、「一体開発」として、これらの土地の区域を合わせた全体の区域を開発区域として取り扱うこととしており、その判断基準が示されている。

〔茨城県の判断基準〕

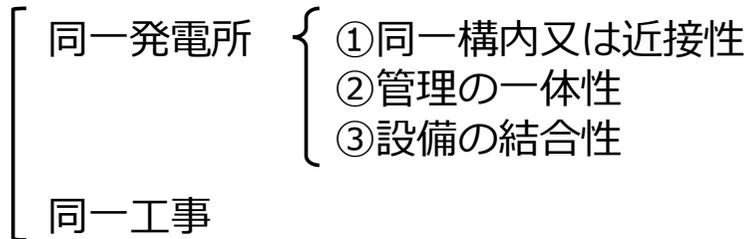
- 1、かつ2若しくは3の場合、一体開発として取り扱い
 - 1 工事施行時期の近接性
 - ・ 先行する開発行為の完了日から1年以内に他の開発行為を行う場合
 - 2 開発事業者等の同一性
 - ・ 複数の開発行為に係る開発事業者又は土地所有者、工事施工者が同一である場合（所在地が同一、役員が重複等）
 - 3 公共・公益施設等の一体的利用
 - ・ 後発開発行為により設けられた公共・公益施設が先行する開発行為で整備された公共・公益施設と接続し、又は両開発行為が公共・公益施設若しくは公共・公益施設の用地を共用する場合

〔福岡県福岡市の判断基準〕

- 以下の観点から一体的な開発と認められるかどうか判断
- 1 行為主体の同一性
 - ・ 開発者、土地所有者、工事施行者、設計者等が同一かなど
 - 2 利用目的の一体性
 - ・ 道路等の公共施設を供用しているかなど
 - 3 物理的位置関係
 - ・ 隣接・近接の程度がどれほどかなど
 - 4 時期的関係
 - ・ 建設や造成などの時期が近い（2年以内）かどうか、
 - ・ 開発行為が計画的・連続的に行われているかどうかなど

1 林地開発の一体性

【例2】太陽電池発電所・風力発電所に係る環境影響評価法及び電気事業法に基づく環境影響評価における事業の一連性の考え方（経済産業省・環境省）



①～③の各要素を踏まえ、「同一発電所」とみなされるか否か判断し、その上で「同一工事」の条件に合致するかを踏まえ、「一連性」を総合的に判断

【同一発電所】

①同一構内又は近接性

さくやへい等で区切られた「同一構内」にある場合に加え、互いの「近接性」が認められる場合。同一市町村内や隣接する市町村に設備が設置されている場合でそれらが大きくかけ離れていないことが「近接性」を判断する上での一つの目安。

②管理の一体性

法的な設置者や事実上の管理主体が同一であるなど、管理が同一者によるものかどうかが目安。当初は一連性があるものとして進められた事業が複数事業に分割された場合、実態として譲渡先企業が譲渡元企業と資本関係等が継続している場合、分割された各事業の関係者が共通している場合は、「管理の一体性」が認められる可能性。

③設備の結合性

設備構成上の制約がある等の合理的な理由なしに、あえて付帯設備を分割していると疑念される設備について、その理由を詳細に確認する必要。

【同一工事】

各作業の工程に加え、発電設備の設置に係る様々な手続や契約関係の共通性（時期等）を確認し、その合理性を検討。事業の組成段階から計画の変遷等も考慮すべき場合もある。

1 林地開発の一体性

■ 各都道府県の運用実態（HPで確認できるものを中心に）

【実施主体】

- ・複数の事業者が、特定の開発目的のためにそれぞれ分担して共同で開発行為をする
- ・一つの事業者が、特定の開発目的をもつ開発行為を複数の事業者それぞれ分割して行わせようとしている
- ・事業者が法人の場合にあつては、別々の法人であっても同一人がそれぞれの法人の役員を兼ねている、又は法人の所在地が同一である
- ・開発を行う会社が同一である、もしくは異なっても親会社、子会社の関係にあること、または従前から共同で事業を行っている実績があること
- ・血縁関係にある複数の者の行う開発行為である
- ・数人が共同の意思(計画の共同性が認められる)をもって開発行為を行う場合で、一つの人格(実施主体)として判断する
- ・数人が開発する場合であっても、同一請負人が開発する
- ・相互に関連性のない事業者であっても、災害防止等の観点から共同申請する必要性が認められる
- ・土地所有者が同じである

⇒ **【判断の目安】** 会社名など外形上異なっている場合でも、会社間の資本提携や役員が同一であるなどの経営状況や開発後の運営状況、施設の管理状況などから同一の開発行為か否か検討

【実施時期】

- ・開発行為の時期が重複する
- ・前の開発行為は終了し、引き続き開発行為を行う
- ・前の開発行為は終了し、相当年数を経過しないで、次の開発行為をしようとする
- ・以前に行った開発行為の完了時から3年未満であること。ただし、先行の開発行為の完了時から3年以上経過していても、同一の開発計画であることが明らかな場合は、一体とみなす
- ・時期の異なった開発行為であっても、一つのプロジェクト又は全体計画の一部である
- ・時期が異なる開発行為であっても、災害防止等の観点から共同申請する必要性が認められる場合

⇒ **【判断の目安】** 施設整備やそれに係る様々な手続、契約関係の時期等の共通性等から連続性が認められるか否か検討（一部に見られるような数字による目安は示さない）

1 林地開発の一体性

■ 各都道府県の運用実態（HPで確認できるものを中心に）（続き）

【実施個所】

- ・ 地形、水の流れからみて一つの集水区域にある
- ・ 開発行為によって、地形、水の流れが変わり集水区域が一つとなる
- ・ 水利用の実態からみて受益対象が同じである
- ・ 個所の異なった開発行為であっても、審査基準に定める災害防止等の観点からみて局所的な同一集水区域内で調整池、沈砂池、用排水系統を同じくする
- ・ 複数の事業者が連続して開発する場合で、宅盤、道路、雨水排水施設、その他の施設等が共用となる、又は、負担区分上つながりがある
- ・ 近接距離が60メートル未満であること
- ・ 相互の開発行為地間の距離が30メートル未満である

⇒ **【判断の目安】** 複数の事業者による開発であっても、事業に必要な施設を供用するか否か、または、局所的な同一集水区域内で調整池や排水施設等を同じくするか否か検討（一部に見られるような数字による目安は示さない）

対応案

- ・ 太陽光発電など再生可能エネルギー関係の開発に参画する事業者が増加し、その事業形態や土地利用等の多様化が進んでおり、現行の運用通知の規定だけでは、小規模林地開発に伴う土砂流出等の防止のためには十分でないことから、実施主体、実施時期、実施個所のそれぞれの判断の目安をより明確化することを通じて、事業の一体性を判断する目安を明らかにすることとしてはどうか。
- ・ 具体的には、実施主体については、会社の経営状況や開発後の運営状況、施設の管理状況等を、実施時期については、施設整備等を含めた連続性を、実施個所については、施設の供用状況や、調整池や排水施設等を同一にすることなどを判断の目安として明確化することとしてはどうか。

2 面積基準の見直し

【主な御意見】

- 太陽光発電に係る小規模林地開発の被害実態を踏まえると、現行の面積基準である1haに近いところで比較的多くなっており、現行の面積基準を引き下げる必要がある。

■平成25～令和元年度における1ha以下の林地開発の土砂流出等発生件数（都道府県アンケート調査）

	総数	太陽光発電	その他
転用に係る伐採届件数 (A)	59,897	9,196	50,701
土砂流出等発生件数 (B) (伐採届に対する比率: B/A)	39 (0.07%)	27 (0.29%)	12 (0.02%)

- (注) 1 「転用に係る伐採届」は、市町村に提出された伐採届のうち転用に係るものを集計。
2 「土砂流出等発生」は、平成25年度から29年度については平成30年に、平成30年度は令和元年に、令和元年度は令和2年度に、都道府県林務部局に聞き取り。

(出典：林野庁業務資料)

■1ha以下の林地開発の土砂流出等発生件数の比較（都道府県アンケート及び衛星画像等による調査）

- 都道府県アンケートにより把握しきれなかった事例を把握するため、衛星画像等の確認と現地調査を組み合わせた小規模林地開発の調査を6森林計画区で追加実施。

	目的	件数
アンケート調査結果 (E)	全体	9
	うち太陽光発電施設	7
衛星画像等の調査結果 (F)	全体	9
	うち太陽光発電施設	7
計 (E+F)	全体	18
	うち太陽光発電施設	14

- (注) 6森林計画区におけるアンケート及び衛星画像等調査結果を集計。アンケートはH25-R2年度の土砂流出等が対象。衛星画像等調査は、R2-3年度に各計画区の転用に係る伐採届を抽出調査し、アンケート結果から追加的に発見した箇所を計上。

(出典：林野庁業務資料)

■昭和45～47年における森林開発行為のうち土砂流出等問題となった事例の件数

区分	総数	1ha未満	1ha以上
開発行為全体 (C)	68,001	50,003	17,998
上記のうち問題となったもの (D) (土砂流出、土砂崩壊、水量の減少、水質汚濁等) (伐採届に対する比率: D/C)	497 (0.73%)	76 (0.15%)	421 (2.34%)

- (注) 1 開発行為の面積、件数は地域森林計画業務報告及び各都道府県の調査による。
2 問題となったものの面積、件数は各都道府県の調査による。

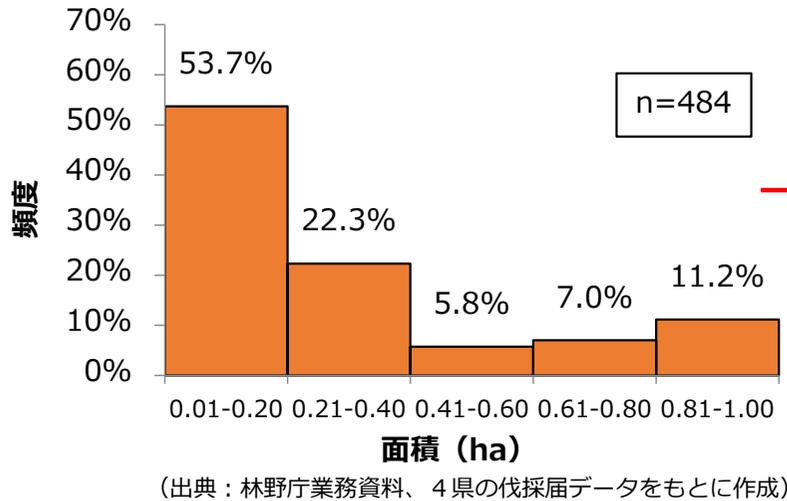
(出典：林野庁業務資料)

衛星画像等の調査結果を踏まえると、潜在的に都道府県アンケートで把握している件数の約2倍の件数の土砂流出等が発生していると推定。

2 面積基準の見直し

・衛星画像等を用いた調査を踏まえ、太陽光発電に係る小規模林地開発の潜在的な土砂流出等発生割合を試算すると、**0.4haを超える規模で土砂流出等の発生割合が1%を超え、制度創設時に規制対象を線引きした災害発生割合と同様の水準**となっている。

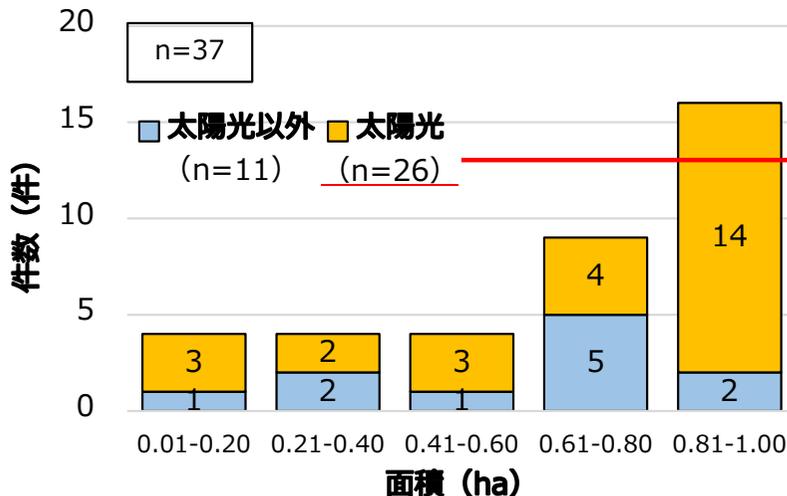
■ 太陽光発電に係る小規模林地開発の面積分布



■ 試算：太陽光発電に係る小規模林地開発地の面積別の土砂流出等発生状況

	伐採届より 太陽光発電に係る伐採届の件数	アンケート等を元に算出			衛星画像等調査を元に算出
		面積ごとの頻度分布 (推定)	面積ごとの伐採届の件数 (試算) ^{※1} (A)	土砂流出等発生 ^{※2} (B)	潜在的土砂流出等発生割合 (B×2/A)
0.01~0.20 ha (伐採届に対する比率：B/A)	9,196件 ×	53.7%	≒ 約 4,900 件	3 件 (0.06%)	0.12%
0.21~0.40 ha (伐採届に対する比率：B/A)		22.3%	≒ 約 2,100 件	2 件 (0.10%)	0.19%
0.41~0.60 ha (伐採届に対する比率：B/A)		5.8%	≒ 約 500 件	3 件 (0.60%)	1.20%
0.61~0.80 ha (伐採届に対する比率：B/A)		7.0%	≒ 約 600 件	4 件 (0.67%)	1.33%
0.81~1.00 ha (伐採届に対する比率：B/A)		11.2%	≒ 約 1,000 件	14 件 (1.40%)	2.80%
総計			約 9,100 件	26件 (0.29%)	0.57%

■ 被害が確認された小規模林地開発の面積分布



(出典：林野庁「令和2年度 流域山地災害対策調査 (小規模林地開発行為に係る実態把握) 委託事業報告書」(令和3年3月)をもとに作成)

(注) ※1 伐採届の件数については、H25-R1に市町村に提出された太陽光発電目的の伐採届のうち転用に係るもの9,196件に、4県のデータから算出した太陽光発電目的の小規模林地開発における面積分布の割合を乗じて試算。

※2 土砂流出等発生件数については、都道府県アンケートによる土砂流出等発生27件のうち、面積が明らかな26件を面積別に振り分けたもの。

(出典：林野庁業務資料)

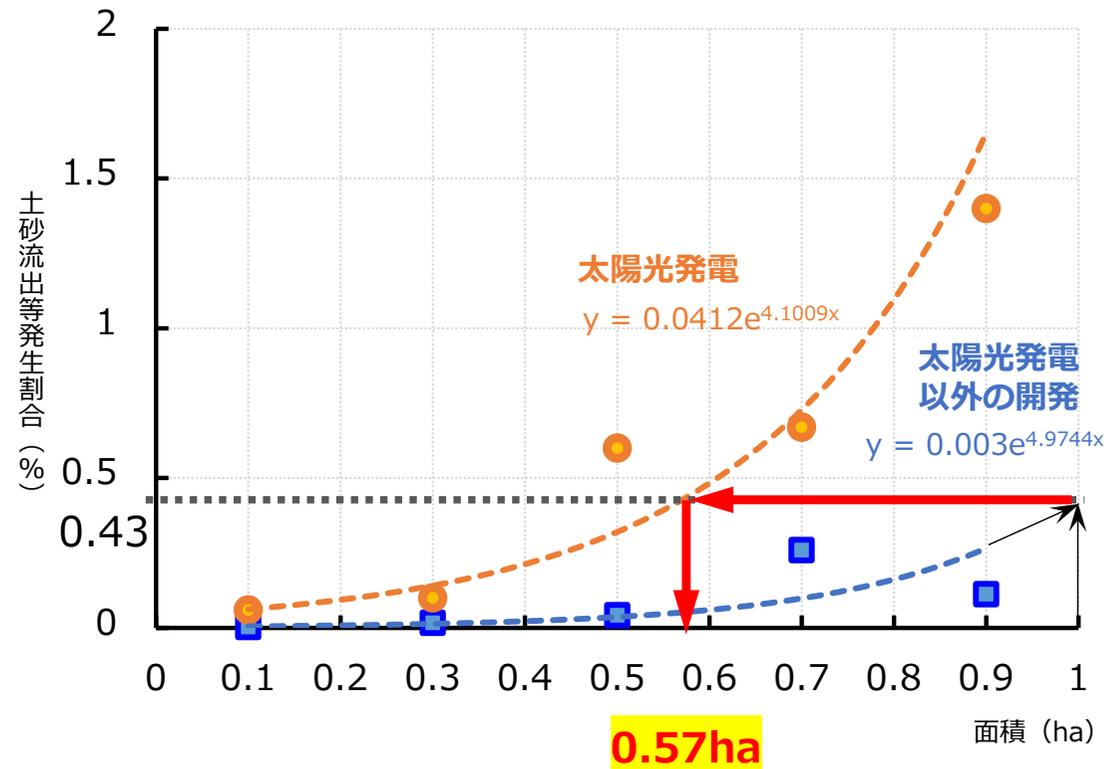
2 面積基準の見直し

■ 太陽光発電施設と他の開発に係る小規模林地開発地の面積別の土砂流出等発生状況の比較

- 前回の検討会で試算した「太陽光発電に係る小規模林地開発地の面積別の土砂流出等発生状況」と同様の手法で、太陽光発電以外の開発についても面積別の土砂流出等発生状況を試算。
- 太陽光発電に係る開発は、面積の拡大に伴う土砂流出等発生割合の増加率が高い傾向にあり、他の開発1haにおける土砂流出等発生割合と同等の発生割合となる太陽光の面積を計算すると、約0.57haになった。

	太陽光発電に係る土砂流出等発生状況		他の開発に係る土砂流出等発生状況
0.01~ 0.20 ha (伐採届に対する比率)	3件 (0.06%)	同様の手法で「他の開発」について試算	1件 (0.003%)
0.21~ 0.40 ha (伐採届に対する比率)	2件 (0.10%)		2件 (0.02%)
0.41~ 0.60 ha (伐採届に対する比率)	3件 (0.60%)		1件 (0.04%)
0.61~ 0.80 ha (伐採届に対する比率)	4件 (0.67%)		5件 (0.26%)
0.81~ 1.00 ha (伐採届に対する比率)	14件 (1.40%)		2件 (0.11%)

(第1回検討会資料より)



対応案

- 太陽光発電施設の設置に係る林地開発においては、災害発生の可能性を踏まえ、面積基準を0.5ha程度に設定する必要があるのではないか。

3 降雨形態等への対応

【主な御意見】（排水施設関係）

- 排水施設は、雨水だけでなく土砂の混入についても余裕を持たせることを検討すべきである。また、下流で勾配が緩くなると排水施設に土砂が堆積するので、途中に土砂留めのますなどを設けて、こまめに管理させることなどについても議論する必要がある。
- 急斜面における水の流れは、一般的な流量計算で想定された流れと異なり、波や跳水等が起こるので、水だけを考慮した排水路でも断面を大きくせざるをえない。

■ 防災施設等の設置に係る基準の比較

制度・基準		行為規制制度			
		林地開発許可制度	大規模宅地開発	都市計画法に係る規制	砂防指定地内の行為規制
所 管		林野庁	国土交通省	国土交通省	国土交通省
排水施設	設計雨量強度	10年確率降雨量	なし (排除すべき地表水等を支障なく流下させる)	5年確率降雨量以上	100年確率降雨量又は既往最大雨量のうち大きい方
	土砂の考慮	なし（※通水断面に少なくとも20%の余裕を見込む）	15cm以上の泥ため、管渠の清掃		10%程度の含砂率を見込む
	ます等の設置	暗渠構造部分に設置	暗渠構造部分の始点、著しい変化点、内径120倍以内の長さで清掃上適当な箇所	暗渠構造部分の始点、著しい変化点、内径120倍以内の長さで清掃上適当な箇所	合流地点、水路延長概ね100m以内毎及び流末端
	急勾配への考慮	なし	なし	なし	なし
	溢水の考慮	排水断面を算出されるものより大きく設定			
引用元		開発行為の許可基準の運用細則 ※ 林地開発許可制度の解説 (一問一答)	宅造法施行令	都市計画法施行規則	砂防指定地及び地すべり防止区域内における宅地造成等の大規模開発審査基準（案）

3 降雨形態等への対応

■ 現行の基準における課題等

- 排水施設への土砂の流入や溢水による影響を考慮して当該排水施設の排水断面をより大きく定めることが規定されているが、設計においてどの程度余裕を見るか等の具体的な基準が示されていない。
(運用細則 第2 7(1)イ)
- 排水路の勾配が急となる場合の対応について、特段の規定はない。
(確認した範囲では、他の規制制度においても、そうした規定は見当たらない。)
- 維持管理の実施については排水施設のうち暗渠について維持管理上必要なます又はマンホールの設置等の措置を講じる規定があるが、排水施設全般の一般的な維持管理については許可条件の例示も含めて特段の規定はない。
(運用細則 第2 7(2)イ)

対応案

- 排水施設の周囲の状況から溢水した場合の影響が懸念される場合には、溢水を防ぐためにより大きな排水断面を設定する必要があることから、設計雨量強度の基準を「10年確率で想定される雨量強度以上」とし、懸念される影響の程度に応じて20年～30年確率で想定される雨量強度を用いることができることとするとともに、排水施設への土砂の流入が見込まれる場合には、算定される排水断面の大きさに対して一定の割増率を見込むこととしてはどうか。
- 排水施設に流入する土砂の堆積への対応については、開発行為実施中の排水施設等（洪水調節池等を含む）の適切な維持管理（土砂撤去等）について、許可条件に盛り込むこととしてはどうか。
- また、開発行為完了後については対象地が森林から除外されることから、排水施設等の適切な維持管理を確保するため、事業者を監督する関係省庁（太陽光発電の場合は経済産業省）等との連携を図り、FIT法のガイドライン等において、排水施設等の維持管理等を位置づけていくこととしてはどうか。

3 降雨形態等への対応

【主な御意見】（調節池・沈砂池関係）

➤ 短時間豪雨の発生頻度が増加してくるとすれば、表面侵食量が多くなるため、沈砂池などの今まで用いてきた基準が適切であるかを論点に加えていただきたい。

■ 防災施設等の設置に係る基準の比較

制度・基準		行為規制制度			
		林地開発許可制度	大規模宅地開発	都市計画法に係る規制	砂防指定地内の行為規制
所 管		林野庁	国土交通省	国土交通省	国土交通省
調節池 (恒久施設) / 調整池 (暫定施設)	設計雨量強度 (恒久施設)	30年確率降雨量 (恒久・暫定の区別なし)	50年確率降雨量	50年確率降雨量	50年確率降雨量
	設計雨量強度 (暫定施設)		30年確率降雨量	30年確率降雨量	30年確率降雨量
	土砂の考慮	地形、地質、土地利用 の状況に応じて必要な 堆砂量を見込む	造成中の堆積土砂量は、 70～240m ³ /ha/年の 範囲とし、150 m ³ /ha /年を標準とする	造成中の堆積土砂量は、 70～240m ³ /ha/年の 範囲とし、150 m ³ /ha /年を標準とする	造成中の堆積土砂量は、 70～240m ³ /ha/年の範 囲とし、150 m ³ /ha /年 を標準とする
引用元		開発行為の許可基準の運用 細則	宅造法施行令 防災調節池等技術基準（案） 解説と設計実例	都市計画法施行規則 防災調節池等技術基準（案） 解説と設計実例	砂防指定地及び地すべり防止区 域内における宅地造成等の大規 模開発審査基準（案） 防災調節池等技術基準（案）解 説と設計実例

3 降雨形態等への対応

■ 現行の基準における課題等

- 開発に伴う流出土砂量については、運用基準第2の5において、「開発行為に伴い相当量の土砂が流出し下流地域に災害が発生するおそれがある場合」の措置の一つとして開発行為に先行して設置することが規定されているえん堤に係る容量算定の基準として、開発行為の施行期間中における流出土砂量は200~400m³/ha/年を標準とする旨規定されている。
(運用細則第2 6(1)ア)
- その一方で、洪水調整池については必要な堆砂量を見込むこととする規定はあるが、設計においてどの程度堆砂量を見込むか等の具体的な基準は示されていない。
(運用細則第2 8(1)、第3 1)
- 林地開発許可制度では、調節池について恒久(調節池)・暫定(調整池)の区別を設けず、30年確率で想定される雨量強度を設計雨量強度としており、他制度での恒久施設並の施設整備は想定されていないが、一部の都道府県において独自の運用として50年確率で想定される雨量強度を設計雨量強度の基準としているほか、複数の都道府県から確率年の見直しを行った方がよいとの意見が寄せられている。
(運用細則 第2 8(1)、第3 1)
- 洪水調節池は原則として自然放流方式とされているが、立地条件や河川管理者の意向等により河川への自然放流が困難な場合への対応策として、複数の都道府県から浸透式調整池に係る基準の制定を求める意見が寄せられている。

対応案

- 林地開発での土地造成中の土砂流出リスクが高いことから、他制度では造成工事中の堆積土砂量について一定の基準を設けていることを踏まえ、林地開発許可制度においてもえん堤設置に当たっての流出土砂量の基準(200~400m³/ha/年)を用いて、開発行為の施行期間中の洪水調節池(本設・仮設含む)への堆砂量の基準とすることとしてはどうか。
- 林地開発許可制度では、開発事業者が許可申請にあたって排水の放流先である下流河川の管理者から同意を得る必要があり、その際に河川管理者から50年確率で想定される雨量強度に対応する洪水調整能力を備えた調節池の設置を求められる可能性もあることから、設計雨量強度の基準については、引き続き30年確率で想定される雨量強度を基本としつつ、地域の状況に応じて50年確率で想定される雨量強度を用いることもできることとしてはどうか。
- 林地開発の対象地は傾斜地である可能性が高く、傾斜地で土砂の流出や崩壊を防止するためには調節池の水を斜面に浸透させずに排出すべきであることから、原地形が傾斜地である箇所においては浸透式施設を設置することは適切でない旨を基準として明示することとしてはどうか。

3 降雨形態等への対応

【主な御意見】（流末処理関係）

- 排水施設の途中に調節池が入った場合、調節池には破堤等により下流域に甚大な被害を及ぼさないように100年確率降雨に対応する余水吐が設定されるので、下流に接続する排水施設は大きな断面が必要である。
- 排水施設（調節池を設けない場合）の流末処理において、河川までの間に農業用水路等を經由する場合は、管理者と協議するとともに、必要に応じて開発者の負担で用水路の断面を大きくするなど、集めた水を安全に河川に誘導することを論点に加えていただきたい。
- 確率降雨は、近年の豪雨で記録更新されている時間雨量に十分対応するのか検討が必要。

■ 防災施設等の設置に係る基準の比較①

制度・基準		行為規制制度			
		林地開発許可制度	大規模宅地開発	都市計画法に係る規制	砂防指定地内の行為規制
所 管		林野庁	国土交通省	国土交通省	国土交通省
排水施設 (再掲)	設計雨量強度	10年確率降雨量	排除すべき地表水等を支障なく流下させる	5年確率降雨量以上	100年確率降雨量又は既往最大雨量のうち大きい方
調節池下流の排水施設 (放流施設)		なし	下流許容放流量に相当する流量を安全に処理できるもの	下流許容放流量に相当する流量を安全に処理できるもの	なし
引用元		開発行為の許可基準の運用細則	宅造法施行令 防災調節池等技術基準（案） 解説と設計実例	都市計画法施行規則 防災調節池等技術基準（案） 解説と設計実例	砂防指定地及び地すべり防止区域内における宅地造成等の大規模開発審査基準（案） 防災調節池等技術基準（案） 解説と設計実例

■ 現行の基準における課題等①

- 排水施設には設計雨量強度等の基準があるが、洪水調節池を設けた場合の下流の排水施設（放流施設）については、特段の規定はない。

3 降雨形態等への対応

■ 防災施設等の設置に係る基準の比較②

制度・基準		行為規制制度			
		林地開発許可制度	大規模宅地開発	都市計画法に係る規制	砂防指定地内の行為規制
所 管		林野庁	国土交通省	国土交通省	国土交通省
流末処理	放流先管理者との協議等	同意を得ること	なし	なし (各自治体で規定)	なし
	開発者負担での放流先改修等	なし	なし	なし	なし
調節池等の余水吐・洪水吐	設計流量	コンクリートダム：100年確率の雨量強度におけるピーク流量の1.2倍以上 フィルダム：コンクリートダムの想定のもの1.2倍以上	200年確率又は既に観測された雨量、水位、流量等に基づいて算定された当該調節池直上流部における最大流量のいずれか大きいものの1.2倍以上	200年確率又は既に観測された雨量、水位、流量等に基づいて算定された当該調節池直上流部における最大流量のいずれか大きいものの1.2倍以上	200年確率又は既に観測された雨量、水位、流量等に基づいて算定された当該調節池直上流部における最大流量のいずれか大きいものの1.2倍以上
引用元		開発行為の許可基準の運用細則	宅造法施行令 防災調節池等技術基準（案） 解説と設計実例	都市計画法施行規則 防災調節池等技術基準（案） 解説と設計実例	砂防指定地及び地すべり防止区域内における宅地造成等の大規模開発審査基準（案） 防災調節池等技術基準（案） 解説と設計実例

■ 現行の基準における課題等②

- 排水量が少なく土砂の流出又は崩壊を発生させるおそれがない場合を除き、河川等又は他の排水施設等の管理者の同意を得て、排水を当該河川等又は他の排水施設等まで導くように計画することを規定しているが、排水を農業用水路等に導く場合に、当該用水路の断面を開発事業者の負担で大きくする等の対応については、特段の規定はない。
(運用細則 第2 7(2)工)
- 調節池の余水吐の能力については、コンクリートダムで100年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の1.2倍以上、フィルダムでコンクリートダムの1.2倍以上を基準としているが、他制度の基準と比較して小規模となっている。
(運用細則 第2 8(2))
- 流量等の算定の基礎として年確率降雨を用いているが、気候変動等により変化してきている降雨形態に対応していない。

3 降雨形態等への対応

対応案

- 調節池を設置する場合は流量を調節するために許容放流量が決定されることになることから、調節池より下流の排水路については、調節池を設けない場合や調節池上流の排水施設とは区別して、他制度と同様に「許容放流量を安全に流下させることができる規模」とすることを基準としてはどうか。
- 流末の処理については、河川や農業用水路等の管理者の同意を得て当該河川等まで導くこととされているが、農業用水路等に排水を導く場合には当該施設の管理者の同意を得ることのみならず、最終的に河川まで安全に流下させることを確実に担保する観点から、併せて下流の河川管理者の同意も得ることを徹底することとしてはどうか。
- 最終的に排水を導く河川の手前で流下能力が十分でない用水路等を経由するような場合には、開発事業者は降雨に伴う当該用水路等でのピーク流量を開発前の水準以下に調整できるように「洪水調節池の設置その他の措置」を適切に講ずることが求められるが、調節池の設置よりも当該用水路等の断面を拡大する方が効率的な場合等においては、「その他の措置」として、当該用水路等の管理者の同意を得て「開発者の負担で用水路等の断面を大きくすること」も可能であることを例示することとしてはどうか。
- 余水吐は「100年確率降雨に対応するピーク流量の1.2倍以上」の能力を基準として定めているが、他制度と同様に「200年確率降雨に対応するピーク流量、又は既に観測された雨量、水位、流量等に基づいて算定された最大流量のいずれか大きいものの1.2倍以上」の能力を基準とすることとしてはどうか。
- 気候変動の影響等により大雨や短時間豪雨の頻度・強度が増してきていることに対応して排水施設や調節池等に十分な能力を持たせるためには、現在の確率降雨に予測される降雨量変化倍率（2040年以降1.1倍等）を乗じた雨量強度で設計することが有効と考えられることから、地域の河川整備計画における設計雨量強度の取扱との並びも見つつ対応していくこととしてはどうか。

4 施工能力等を証する書類

【主な御意見】

- 信用、資力、施工能力を証する書類の提出を徹底しようとするれば、法令上の根拠が必要。
- 施行能力を証する書類の提出について、技術力等を確認できるようなものを検討できるとよい。
- 施行能力を証する書類の提出について、森林を伐採する際には、伐採の方法や道の付け方などは事業者の経験によって異なってくるため、森林における施工の経験を確認する必要。

■ 森林法関係の規定

信用、資力、施工能力の確認に関する規定は法令上にはなく、通知に記載があるのみ（信用、資力）。

【森林法】

（開発行為の許可）

第十条の二（略）

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。

- 一 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。
- 一の二 当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。
- 二 当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。
- 三 当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。

【森林法施行規則】

（開発行為の許可の申請）

第四条 法第十条の二第一項の許可を受けようとする者は、申請書（二通）に開発行為に係る森林の位置図及び区域図並びに次に掲げる書類を添え、都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 開発行為に関する計画書
- 二 開発行為に係る森林について当該開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることを証する書類
- 三 許可を受けようとする者（独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号）第一条に規定する独立行政法人等を除く。）が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類

【通知（開発行為の許可基準の運用について）】

第1 一般的事項

1 次の事項のすべてに該当し、申請に係る開発行為を行うことが確実であること。

(1)～(3)（略）

(4) 申請者に開発行為を行うために必要な信用及び資力が明らかであること。

4 施工能力等を証する書類

■ 他法令の規定：都市計画法の場合

- 法律に信用、資力、施工能力を有することを求める規定あり。
- 省令には、許可申請書の記載事項として、資金計画を位置付け。
- 具体的に必要とする書類については、運用指針（通知）の中で詳細に位置付け。
 - ・信用、資力の確認：資金計画書、法人の登記簿謄本（個人申請の場合は住民票）、事業経歴書、納税証明書
 - ・施工能力の確認：法人の登記簿謄本、事業経歴書、建設業の許可証明書

【都市計画法】

（許可申請の手続）

第三十条 前条第一項又は第二項の許可（以下「開発許可」という。）を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 開発区域（開発区域を工区に分けたときは、開発区域及び工区）の位置、区域及び規模
- 二 開発区域内において予定される建築物又は特定工作物（以下「予定建築物等」という。）の用途
- 三 開発行為に関する設計（以下この節において「設計」という。）
- 四 工事施行者（開発行為に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事を施行する者をいう。以下同じ。）
- 五 その他国土交通省令で定める事項

（開発許可の基準）

第三十三条 都道府県知事は、開発許可の申請があつた場合において、当該申請に係る開発行為が、次に掲げる基準（第四項及び第五項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。）に適合しており、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、開発許可をしなければならない。

一～十一 （略）

十二 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為の中断により当該開発区域及びその周辺の地域に出水、崖崩れ、土砂の流出等による被害が生じるおそれがあることを考慮して政令で定める規模以上のものを除く。）以外の開発行為にあつては、**申請者に当該開発行為を行うために必要な資力及び信用があること。**

十三 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為の中断により当該開発区域及びその周辺の地域に出水、崖崩れ、土砂の流出等による被害が生じるおそれがあることを考慮して政令で定める規模以上のものを除く。）以外の開発行為にあつては、**工事施行者に当該開発行為に関する工事を完成するために必要な能力があること。**

十四 （略）

4 施工能力等を証する書類

【都市計画法施行規則】

（開発許可の申請書の記載事項）

第十五条 法第三十条第一項第五号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるもの（主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（開発区域の面積が一ヘクタール以上のものを除く。）にあつては、第四号に掲げるものを除く。）とする。

- 一 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- 二 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為、主として住宅以外の建築物又は特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為、その他の開発行為の別
- 三 市街化調整区域内において行う開発行為にあつては、当該開発行為が該当する法第三十四条の号及びその理由

四 資金計画

【開発許可制度運用指針（通知）】

I-5-7 第12号関係（申請者の資力・信用要件）

本号の規定による申請者の資力及び信用の有無の判断は、資金計画、過去の事業実績等を勘案して行うこととし、特に資金計画については、処分収入を過当に見積っていないかどうかに留意することが望ましい。

本号の規定に基づき申請者に当該開発行為を行うために必要な資力及び信用、又は能力があるか否かを審査する書類については**施行規則で定められている資金計画書**のほか**法人の登記簿謄本（個人申請の場合は住民票）**、**事業経歴書**、**納税証明書**に統一することとし、当該開発行為が適正に遂行されるものであるか否かの判断が非常に難しい場合以外その他の書類の要求は行わないことが望ましい。

I-5-8 第13号関係（工事施行者の能力）

本号の規定による工事施行者の能力の有無の判断は、当該工事の難易度、過去の事業実績等を勘案して行うことが望ましい。

また、本号の規定に基づき工事施行者に当該開発行為に関する工事を完成するために必要な能力があるか否かを審査する書類については、**法人の登記簿謄本**、**事業経歴書**、**建設業の許可証明書**に統一することとし、当該工事が適正に遂行されるものであるか否かの判断が非常に難しい場合以外その他の書類の要求は行わないことが望ましい。

建設業許可：建設業を営む場合、軽微な建設工事のみを請け負う場合を除いて、建設業の種類（業種）ごとに、建設業の許可を受けなければならないが、許可にあたり、①経営業務の管理責任者がいること、②専任技術者を営業所ごとに置いていること、③請負契約に関して誠実性を有していること、④請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること、⑤欠格要件等に該当しないこと、が審査される。

4 施工能力等を証する書類

■ 他法令の規定：電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT法）の場合

- 法律及び省令に計画認定に必要な記載事項や書類を位置付け。
- 省令において、発電設備の点検及び保守に係る体制など事業実施体制を示す書類を位置付け。

【電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法】

（再生可能エネルギー発電事業計画の認定）

第九条 自らが維持し、及び運用する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を特定契約により電気事業者に対し供給する事業（以下「再生可能エネルギー発電事業」という。）を行おうとする者は、再生可能エネルギー発電設備ごとに、経済産業省令で定めるところにより、再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画（以下「再生可能エネルギー発電事業計画」という。）を作成し、経済産業大臣の認定を申請することができる。

2 再生可能エネルギー発電事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 申請者が法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。次項第四号ロにおいて同じ。）の氏名
- 三 再生可能エネルギー発電事業の内容及び実施時期
- 四 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備に係る再生可能エネルギー発電設備の区分等
- 五 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続に関する事項
- 六 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備の設置の場所、その出力、その管理の方法その他再生可能エネルギー発電設備に関する事項
- 七 その他経済産業省令で定める事項

4 施工能力等を証する書類

【電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則】

(認定手続)

第四条の二 法第九条第一項の規定に基づく認定の申請は、様式第一による申請書（当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット未満のものである場合にあっては、様式第二による申請書）を提出して行わなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が次条第一項第十一号並びに第二項第七号及び第八号に定める基準に該当するものであることを示す書類
- 二 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を行おうとする者の戸籍謄本及び印鑑証明書（法人である場合においては、登記事項証明書及び印鑑証明書）
- 三 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を設置しようとする場所について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができることを認められるための書類
- 四 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備の構造図及び配線図
- 五 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続について当該電気事業者の同意を得ていることを証明する書類の写し
- 六 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業について、当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備の点検及び保守に係る体制その他の当該事業の実施体制を示す書類**
- 七 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令（条例を含む。）に係る手続の実施状況を示す書類
- 八 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備がバイオマス発電設備であるときは、次に掲げる書類
イ ～ ハ （略）
- 九 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が地熱発電設備であるときは、当該認定の申請に係る発電に利用する地熱資源の性状及び量の把握その他の当該発電を継続的かつ安定的に行うために必要な措置に関する実施計画に関する書類

4 施工能力等を証する書類

対応案

- 信用、資力、施工能力を確認するために必要な書類については、林地開発同様に開発規制を規定する都市計画法や、再生可能エネルギー関係の手續等を規定するFIT法の事例を参考に、以下の書類の提出を求めることとしてはどうか。
- その際、これらの書類の提出を徹底させるため、現行制度のように通知ではなく、法令に根拠を置くことが適当ではないか。
- 信用及び資力を確認するための書類：
 - ☑ 資金計画書
 - ☑ 法人の登記簿謄本（個人申請の場合は住民票）
 - ☑ 事業経歴書
 - ☑ 納税証明書 等
- 施工能力を確認するための書類：
 - ☑ 法人の登記簿謄本
 - ☑ 事業経歴書
 - ☑ 建設業の許可証明書 等
- このほか、他法令と連携した取組を可能とするため、他法令の許認可の状況に関する確認についても、信用、資力、施工能力と同様に、法令に根拠を置いた上で、当該書類の提出を求めることとしてはどうか。

※ 保安林指定の解除にあたっては、森林法施行規則（省令）において添付書類として、「事業又は施設の設置について行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類）」が位置付けられている。

5 許可条件例の明確化

【主な御意見】

- 施工中は斜面の安定性が低く、一番安全率が下がっている状態なので、何らかの理由により工事が施工中にストップするなど、計画通りに施工が実施されなかった場合に、都道府県が状況を把握し対応をとる必要があり、制度に織り込めると良い。
- 災害防止措置の先行実施の担保については、現行法においても許可の条件として付すことができ、地方公共団体の積極的な取組もあるため、これを広げていく必要がある。

【現行制度】

- 林地開発許可時には、**条件を付すことができる**（森林法第10条の2第4項）。
- その内容は、**森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最小限度のもので、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとならないもの**に限られる（森林法第10条の2第5項）。

【条件として付する事項】（開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて（農林水産事務次官依命通知））

- ・ 開発行為の施行中において防災等のため適切な措置をとること
- ・ 当該開発行為を中止し又は廃止する場合に開発行為によって損なわれた森林の機能を回復するために必要な措置をとること
- ・ 本制度の適正な施行を行うために必要な事項を届け出ること 等

【条件例】（開発行為の許可に当たって付する条件例について（林野庁指導部長通知））

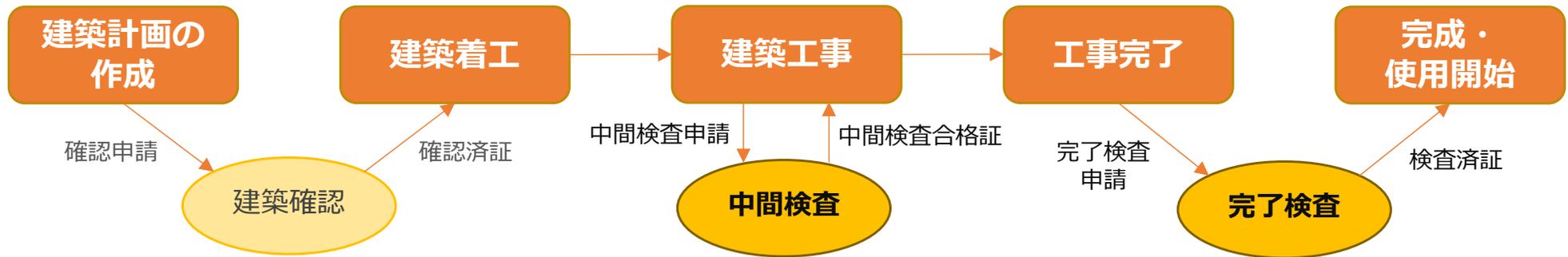
- ・ えん堤、沈砂池等の施設の設置を先行し、切土、盛土又は捨土は、下流に対する安全を確認した上で行うこと。



工事施工中の災害防止に向け、災害防止措置の先行実施や、許可基準に沿って行われているかを都道府県が確実に確認できるよう、条件例をより詳細・明確化する必要

5 許可条件例の明確化

【参考①】 建築基準法（建築工事と手続の流れ）



【参考②】 宅地造成及び特定盛土等規制法（案）（盛土等の安全性の確保）

許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、

① 施工状況の定期報告、② 施工中の中間検査、③ 工事完了時の完了検査 を規定

※ このほか、都市計画法に基づく開発行為においても、開発行為許可に付される条件又は都市計画法第32条に基づく同意書・協議書の中で、中間検査を位置付けている自治体もあり。

5 許可条件例の明確化

■ 各都道府県における林地開発許可時の許可条件の例

現状でも、各都道府県においては、中間検査や定期的な施行状況報告に繋がるような許可条件を付しているところもある。

(例)

- ・ 完成後に外部から明視できなくなる工作物については、寸法・形状・位置・厚さなどのわかる写真等の資料を作成すること
- ・ 工作物等が埋め戻しにより外部から明視できなくなる箇所については、工事の工程に応じて寸法・形状・位置等が分かるように写真等の資料を作成すること
- ・ 防災施設のうち、下流域への災害防止機能を有する施設の設置を先行すること。並びに、洪水調整池及び沈砂池の沈殿物の除去など排水施設等の管理は、十分に行うこと。また、切土、盛土及び捨土が崩壊し、区域外に流出しないよう防災措置を講じること。
これらの施設の設置確認を受けなければ、本体工事に着手できないものとし、造成工事が完了したときには、工作物及び施設等の設置前に、県の職員による確認を受けること。併せて、暗渠排水施設の設置に当たっては、造成前に施工状況及び完了の写真を県の職員に提出すること。
- ・ 主要防災施設（県が事案によって指示）の工事が完了したときは、知事に「主要防災施設工事完了届出書」を提出し、県の完了確認を受けなければならない。
開発行為者は「主要防災施設工事完了確認通知書」の送付を受けた後でなければ主要防災施設以外の開発行為に着手してはならない。

対応案

- ・ 工事施工中の災害防止に向け、災害防止措置の先行実施や、それらの措置が許可基準に沿って行われていることを都道府県が確実に確認できるよう、他法令の状況や一部の都道府県の取組を参考に、許可条件例の通知の中でより詳細・明確化してはどうか。
- ・ 具体的には、主要な防災施設の完了確認を受けた後でなければ、それ以外の開発行為に着手してはならないことや、工事完了後に確認困難となる工程については視認できる期間に中間的な確認を行うこと、工事の施工状況を数カ月ごとに報告させることなどについて許可条件例として新たに位置付けることとしてはどうか。

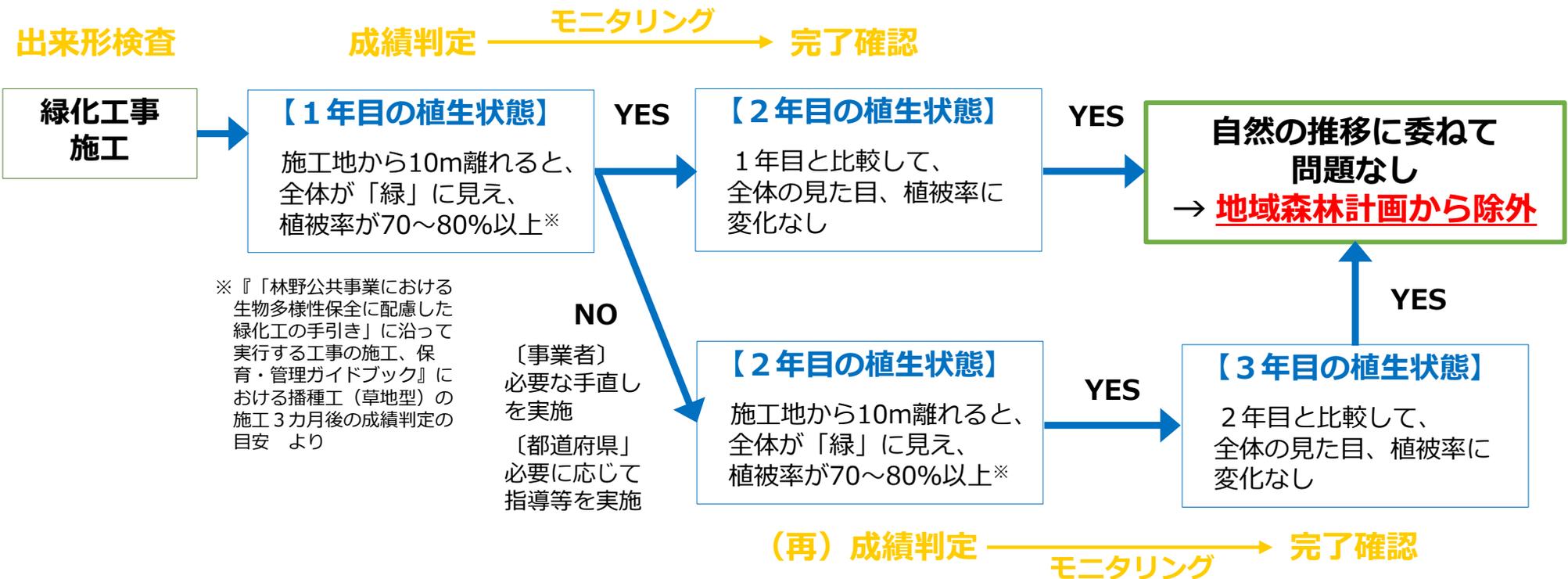
6 施工完了後に措置する年数

【主な御意見】

- 森林法の中で従来よりも長くカバーし、1～3年程度緑化措置の状況を確認することは良い方向性だが、確認期間が経過した後はどうするのかという問題は残るため、他省庁と連携をとり、防災の観点を引き続き徹底していくことが重要である。

■ 緑化措置の状況確認について

- ・ 既存の判定方法を活用するとともに、一定のモニタリング期間を設けた上で、緑化措置の定着状況を確認・判断。



※ 2年目以降でも植生状態が判定の目安を満たさない場合は、別の手法も含め手直しを検討・実施するとともに、モニタリングを実施。

6 施工完了後に措置する年数

(参考) 「林野公共事業における生物多様性保全に配慮した緑化工の手引き」に沿って実行する工事の施工、保育・管理ガイドブック

表-1 播種工の成績判定の目安の例

目標および対象	評価	施工3カ月後の植生の状態	対応策
播種工	可	植被率が30~50%であり、木本類が10本/m ² 以上確認できる。	—
		植被率が50~70%であり、木本類が5本/m ² 以上確認できる。	—
	判定保留	草本類に70~80%覆われており、木本類が1本/m ² 以上確認できる。	翌年の春まで様子を見る。
		所々に発芽が見られるが、のり面全体が裸地状態に見える。	判定時期が春期、夏期の場合は1~2ヶ月、秋季、冬期の場合には翌春まで様子を見る。
	不可	生育基盤が流亡して、植物の成立の見込みがない。	再施工する。
		木本類の発芽が確認できない。	木本種子を追播する。
草地形	可	のり面から10m離れると、のり面全体が「緑」に見え、植被率が70~80%以上である。	—
	判定保留	1m ² あたり10本程度の発芽はあるが、生育が遅い。また、植被率が50~70%である。	判定時期が春期、夏期の場合は1~2ヶ月、秋季、冬期の場合には翌年の春まで様子を見る。
	不可	生育基盤が流亡して、植物の成立の見込みがない。植被率が50%以下である。	再施工する。

表-8 施工地の生育状況モニタリング調査の実施時期と内容の目安

	段 階	時 期	内 容
モニタリング	出来形検査	竣工時	出来形の検査
	↓		
	成績判定	3~6ヶ月後	瑕疵担保内で、基盤の安定性、植物の発芽生育状況
	↓		
	生育判定①	~1年後	埋土種子からの発芽・定着、侵入植物、被圧の確認
	↓		
	生育判定②	~2年後	定着した木本類の被圧の有無の確認
	↓		
	生育判定③	~3年後	定着した木本類の被圧の有無の確認
			強被圧性草本類の有無の確認
			以後必要に応じて実施

対応案

- 林地開発許可に基づき行う緑化等の表土の侵食防止を目的とした措置は、工事完成後直ちに効果を発揮するものではないため、地域森林計画からの除外に際し、一定期間その定着状況を確認する必要があるのではないか。
- 具体的には、緑化工事の施工が済んだ段階で出来形検査を実施するとともに、工事施工後1年経過した時点の植生状態を目視や植被率により確認（成績判定）。さらに、自然の推移に委ねても問題ないかの確認の観点から、少なくとも1年の経過観察を行った上で、緑化等の措置の定着状況を確認・判断（完了確認）することとしてはどうか。
- なお、緑化等の措置が不十分と判断される場合には、都道府県は必要に応じて指導等を行い、事業者に対して必要な手直しを実施させることとする。

7 撤去費用や撤去計画の確認

【主な御意見】

- 太陽光発電事業終了後の計画（施設撤去等）について、林地開発許可審査時にどこまで確認するべきなのかが不明であり、例えばFIT認定を受けていれば問題ないのか、林地開発許可審査時に撤去費用や撤去計画等も審査すべきなのか等について明示してはどうか。

（参考）再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（令和4年4月1日施行、第九条は公布日施行）

第九条

- 再生可能エネルギー発電事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備が第十五条の六第一項に規定する積立対象区分等（以下この節において単に「積立対象区分等」という。）に該当する場合においては、当該再生可能エネルギー発電設備の解体及びその解体により生ずる廃棄物の撤去その他の処理（以下この章において「解体等」という。）の方法に関する事項
- 第一項の規定による申請をする者は、その行おうとする再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備が積立対象区分等に該当する場合には、その申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画に、前項各号に掲げる事項のほか、当該再生可能エネルギー発電設備の解体等に要する費用に充てるために積み立てる金銭の額及びその積立ての方法その他の経済産業省令で定める事項を記載することができる。

対応案

- 太陽光発電事業終了後の撤去費用や撤去計画については重要な問題であるものの、これらは経産省の事業計画ガイドラインにおいても、再エネ特措法施行規則に基づく遵守事項となっており、これら他法令に基づく事項を林地開発許可制度の許可基準等として明示することは他事考慮に該当するおそれもある。
- 改正再エネ特措法に基づき、令和4年度以降、施設の解体や撤去等の方法に関する事項は再生可能エネルギー発電事業計画に記載することが義務付けられ、発電事業者に対して撤去費用の外部積立義務を課すこととなっており、FIT認定審査については電気事業者を所管する経済産業省においてなされるべきものとする。

8 災害防止に関する協定

【主な御意見】

➤ 災害発生時の対応（地域住民への連絡体制、応急措置等）や災害復旧に関する事項を盛り込んだ『災害防止に関する協定』のような協定を締結させる制度を検討してはどうか。

- ・ 公害防止や都市計画等においては、住民の安全確保等の観点から、規制制度に加えて、しばしば協定制度（個別法に基づくものや相対の契約的手法を含む）が活用されている。

■ 相対の契約的手法に基づく協定

公害防止協定：公害発生のおそれがある事業活動を営む事業者に対し、地方公共団体が各種の公害防止措置を約束させる協定。

- ・ 協定が締結されるようになった当時の公害法制上、法令の規制を上回る規制を条例によって定めることは法令に違反すると解され、その問題に抵触することを避けながら有効な公害防止措置を実施させるために利用されるようになった。
- ・ その後、公害規制関係法の整備がなされた後も、規制を要する問題領域が広汎多様となり、規制内容に高度な技術を要することになっていることを踏まえ、
 - ① 地域の状況に応じ個別的な規制内容を盛り込むことができる
 - ② 新しい技術的成果を取り入れた対策を打ち出せるなど、一定の利点があることから広く協定が締結されている。
- ・ 公害防止協定のうち、抽象的な訓示条項以外の具体的条項については法的拘束力が認められ、相手方が義務を履行しない場合には、地方公共団体は行政上の強制手段は取り得ないが、裁判を媒介として義務の履行を強制できるとされる（契約説）。

8 災害防止に関する協定

■個別法に基づく協定

契約的手法に基づく協定は、

- ① 協定当事者同士の合意を前提とすること
- ② 効力が及ぶのが協定当事者のみであること

等の制約があり、こうした制約を解消するため、都市計画行政においては、法律に協定制度を定め、法令の定める一定の事項について承継効を認めている。

私的主体同士による「ヨコ協定」：建築基準法に基づく建築協定や緑地協定

公的主体と私的主体による「タテ協定」：都市緑地法に基づく管理協定

➤ 参考：公害防止協定が用いられる主な理由（淡路剛久（2014）9 日本における公害防止協定の法的性質と効力）

- ① 法令による規制は画一的になりがちであるのに対して、地域の諸条件を踏まえて個別的対応が可能
- ② 科学技術の進歩に応じた機敏な対応が可能であり、法律の要求よりも高い公害防止技術が求められることで技術開発がすすめられる
- ③ 生活環境の快適性等の定性的な問題にも対応できる
- ④ 法の不備を補完し、法律上権限のない市町村でも、合意による手法に基づき権限を持つことができる
- ⑤ 住民の反対運動を避け、積極的な取り組みをすることによってイメージアップにつながる

対応案

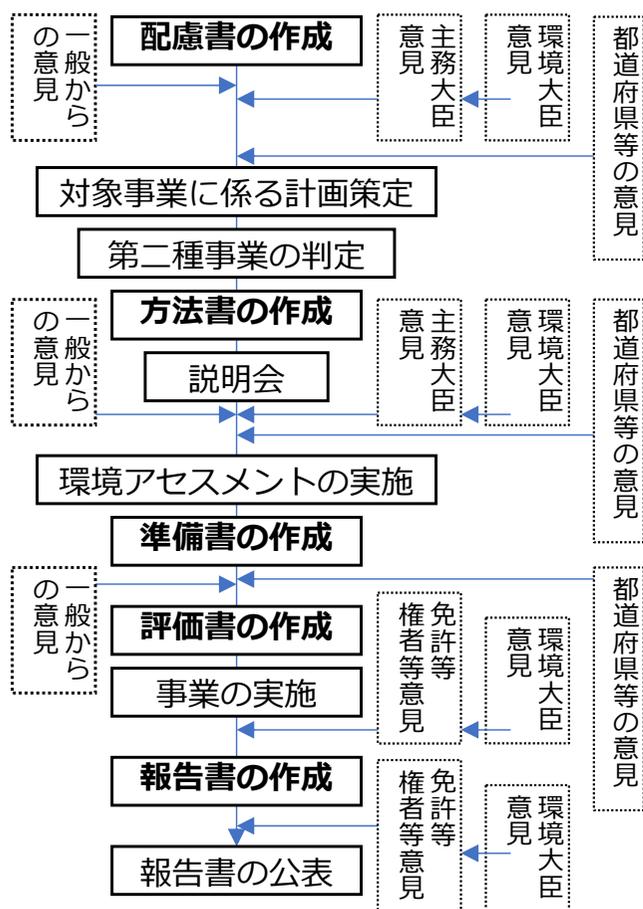
- 林地開発許可制度では、許可条件違反等を行った者に対しては監督処分（中止命令・復旧命令）が可能であり、災害防止のためには、こうした実効性のある手続を活用することが重要。
- その上で、柔軟に個別的な規制内容を盛り込むことが可能という協定の利点を活かし、事業者の変更等に伴う協定の承継に留意しつつ、許可基準とは別に、当事者間で地域の状況に応じて災害防止の取組を取り決めることは地域の課題解決に向けて有効な手法の一つと考えられる。

9 市町村意見聴取のプロセス

【主な御意見】

- 市町村の意見提出については、まず事業者による情報の提示がないと、有効な意見のための議論を行うことができない。環境アセスメントにおいては、そういったプロセスの基本的な考え方が整理されているので取り入れると良いのではないか。
- 事業者には、市町村との協議を申請書提出前に行った上で、この協議結果を踏まえた事業計画書（申請書）を県に提出してもらい、県から改めてその申請書で問題ないかを市町村長に意見を求めるというスキームを検討してはどうか。

■ 環境影響評価法のプロセスと環境アセスメント図書の概要



- 計画段階環境配慮書（配慮書）
事業の位置・規模等の検討段階において、環境保全のために配慮すべき事項についての検討結果を伝えるもの。
- 環境影響評価方法書（方法書）
これから行う環境アセスメントの方法を伝えるもの。
 1. 対象事業の目的及び内容
 2. 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況
 3. 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- 環境影響評価準備書（準備書）
環境アセスメントの結果を伝えるもの。
 1. 方法書の内容
 2. 方法書について環境の保全の見地から寄せられた一般の方々からの意見の概要と事業者の見解
 3. 方法書について環境の保全の見地から述べられた都道府県知事の意見
 4. 環境影響評価の項目並びに調査・予測・評価の手法
 5. 環境影響評価の結果（環境の保全のための措置及び検討の経緯など）
- 環境影響評価書（評価書）
準備書に対する意見を踏まえて、必要に応じてその内容を修正したもの。
- 環境影響保全措置等の報告書（報告書）
環境保全措置等の実施状況について、伝えるもの。

9 市町村意見聴取のプロセス

- 環境影響評価においては、各種環境アセスメント図書に対する意見聴取のプロセスや、関係行政機関や一般から意見を求める場合に図書に記載すべき事項が明確に定められている。

例：配慮書の記載事項（環境影響評価法第三条の三）

- 一 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 第一種事業の目的及び内容
- 三 事業実施想定区域及びその周囲の概況
- 四 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの
- 五 その他環境省令で定める事項
（配慮書の案又は配慮書について関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見、その意見についての第一種事業を実施しようとする者の見解）

対応案

- 災害発生のおそれがある箇所で開発行為を実施する場合の対応策等を計画書に記載させるとともに、市町村への意見聴取に当たっては、こうした記載を踏まえた災害防止等の4つの許可要件の項目ごとの意見を聴取することとしてはどうか。
- 意見聴取後は、意見への対応状況を都道府県が必要に応じて事業者に求め、必要に応じて対応状況を都道府県又は事業者が市町村長へ説明するなど、意見を事業に反映させるプロセスを明確化することで、意見聴取の実効性を担保することとしてはどうか。
- また、事業者から都道府県に対し事前相談があった際には、農山漁村再エネ法や温対法等において市町村が設置する協議会の活用を事業者に対し促すなど、都道府県と市町村の連携により地域の円滑な合意形成を図ることとしてはどうか。

10 地域との関係構築に向けたモデル事例

【主な御意見】

- 再エネを巡っては、様々な制度ができており、こういった形で進めるとトラブルが少ない、又は地域との良好な関係を構築できるといったモデルを示し、事業者や地域住民がわかりやすい形に落とし込めると良い。

■ 他制度を活用した林地開発の事例

- ・ 青森県横浜町の風力発電施設の設置において、農山漁村再生可能エネルギー法の活用実績。
- ・ 協議会の活用により、
 - ① 土地利用の調整や、事業性が見極めが可能となり合意形成が促進されたほか、
 - ② 発電事業導入に向けての技術面のノウハウ、資金の調達方法、事業性の評価等、専門家の意見を聴けるような連携体制が構築された。

➤ 農山漁村再生可能エネルギー法における協議会

- ・ 再生可能エネルギーの導入のあり方や具体的内容を示す基本計画の作成等に当たって協議会を活用することで、地域の合意形成をスムーズにし、再生可能エネルギーの導入を円滑に進める。

【協議会の構成員と期待される役割】

構成員	主な役割	
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協議会の主宰 ・ 基本計画の作成と実施の責任主体 	
当該市町村の区域内において再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発電設備の整備計画、予定している「農林漁業の健全な発展に資する取組」の内容を説明 	
当該市町村の区域内の関係農林漁業者・農林漁業者の組織する団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発電設備の整備予定地やその周辺地域における農林漁業生産の状況・計画の説明 ・ 「農林漁業の健全な発展に資する取組」への知見の提供や協働 	
関係住民（隣接市町村の関係住民を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発電設備が居住地域に整備される場合、自然環境、生活環境等への影響を踏まえたものとなるよう意見の表明 ・ 市民出資等を通じた協働 	
学識経験者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再生可能エネルギーや地域活性化などに関する専門的な知識の提供や協働 	
その他の当該市町村が必要と認める者	（例）金融の知見がある方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発電事業の事業性、リスク等について、ファイナンス面から把握・評価
	（例）国や都道府県の担当者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における資源の賦存状況の調査結果や当該都道府県の支援措置、各種の土地利用、規制立法の内容等についての紹介

SPCを創設し、専門家との連携により身の丈を踏まえながら戦略的な取組を目指す

青森県 横浜町 <基本計画作成日：平成27年6月1日>

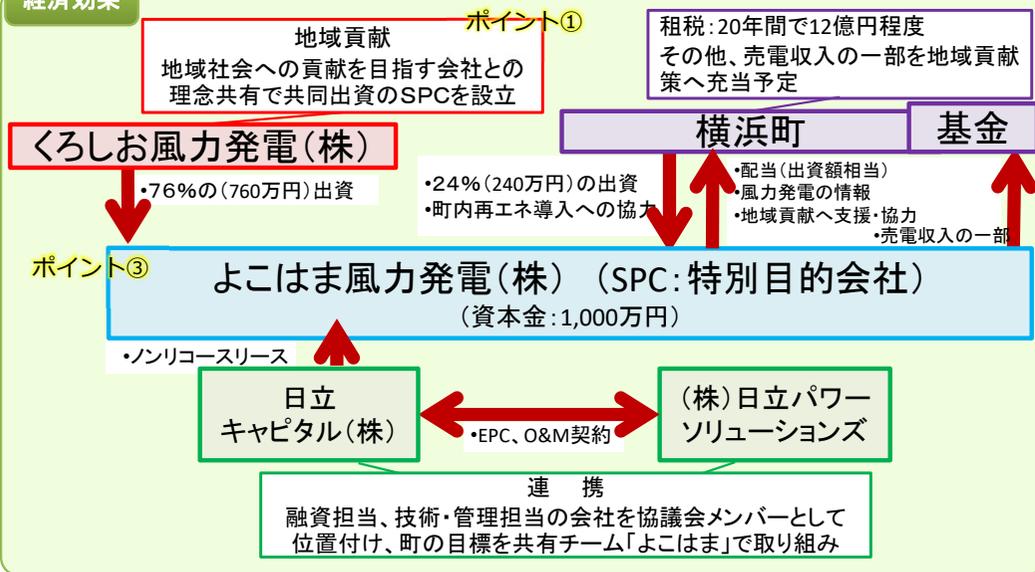
再エネ発電事業概要

- 事業実施主体：よこはま風力発電（株）
（茨城県日立市）
- 発電設備：風力発電
発電出力 32.2MW
設備整備区域面積 1.1ha
- 建設費：約140億円（予定）
- 設備整備計画：作成中（平成27年9月現在）
- 運転開始時期：平成30年2月（予定）
- 年間予想発電量：約80GWh/年

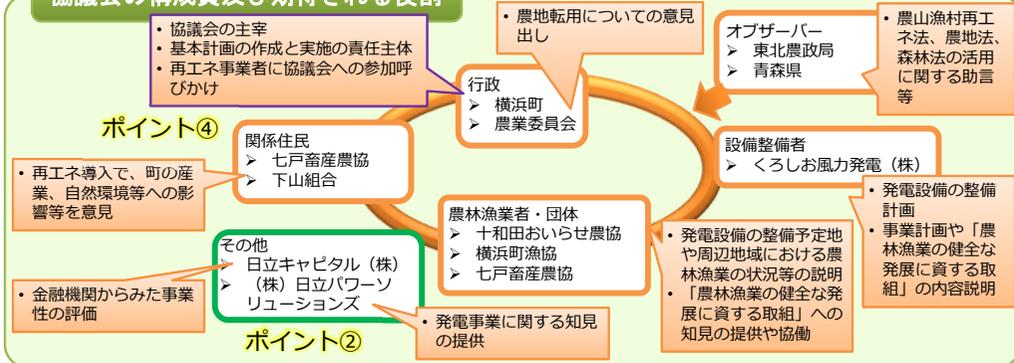


横浜町の既存の風力発電設備

経済効果



協議会の構成員及び期待される役割



取り組むに当たっての工夫

(参考)

ポイント①

- 発電事業者と信頼関係を築くことで相互の理解・協力を得やすくする工夫
町では、既に民民ベースではあるが、風力発電設備の導入実績がある。事業者とは、日頃から勉強会の開催や、情報提供を行っていた。

ポイント②

- 第1回協議会から発電技術及び資金調達の専門家が参加する工夫
発電事業導入に向けての技術面のノウハウ、資金の調達方法、事業性の評価等、専門家の意見を聴けるように、連携体制を構築した。

ポイント③

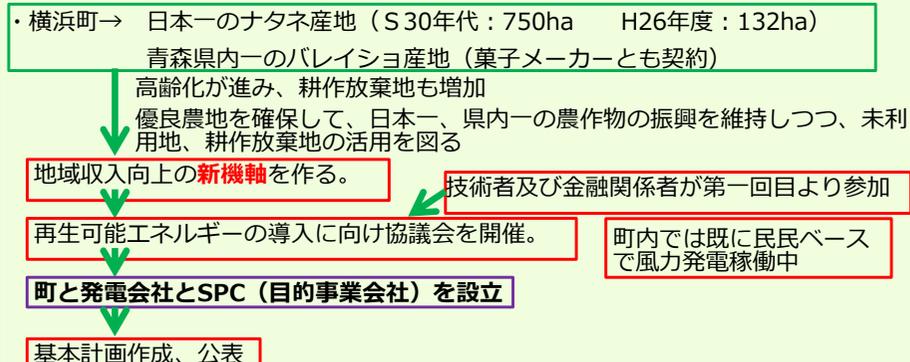
- 町との合同出資会社を設立することで財政収入を増やす工夫
町と風力発電会社との共同出資でSPC（特別目的会社）を設立。町は、売電収入の一部の他に、出資見合いの配当金も地域貢献策の財源として確保する。

ポイント④

- 再エネ事業者の協議会参加により地域の合意形成を図る工夫
再エネ事業者参加による協議会等で土地利用の調整や、事業性の見極めができ、合意形成が進んだ。

首長の声：優良農地は確保しながら、地域づくりの手段としての再エネ及び日本一、県内一の農作物の振興を図りたい。

市町村の取組の経緯



今後の取組・戦略

- 複数事業者による再生可能エネルギー導入の計画があるため、協議会への参加を求め、基本計画の継続案件として協議する。

- 売電収入の一部は、町で基金化し、その時々農林水産情勢や各団体等の要望も踏まえて、緊急に対策が必要なものに充当する予定。また、協議会において、その実施状況を報告してもらい、改善等の提案があれば柔軟に対応できるようにしている。

10 地域との関係構築に向けたモデル事例

■ 太陽光発電を目的とした林地開発の主な事例

林野庁では、令和元年度に開催した検討会において、災害防止や自然環境への配慮等について地域性等も考慮し特徴的な工夫を施している事例について整理。

一方で、地域との関係構築に関する事例については情報不足。

➤ 那須塩原ソーラー発電所

・事業面積：29ha ・発電出力：26MW ・着工：2014年6月 ・運転開始：2015年9月

約1年間にわたって四季を通じた生態系調査を実施し、外部識者3人の委員による検討委員会を7回開催。外周林を「アカマツ林保全ゾーン」「混交林保全ゾーン」「雑木林回復ゾーン」「雑木林更新ゾーン」に分け、それぞれの状況に応じて、生物多様性に配慮して管理する保全計画を策定。

(出典：<https://xtech.nikkei.com/dm/atcl/feature/15/302960/113000014/>)

➤ JRE高知香美太陽光発電所

・発電出力：10MW ・運転開始：2017年10月

日本でも有数の清流で鮎の産地であり、現場付近の河川にて濁水検査を毎日実施し、濁水流出がないように十分に注意して工事を実施。完成後の発電所には強固な排水設備を付け、土砂流出予防も兼ねて、植生シートを貼付けた上で種子を散布。開発業者が地域の行事や清掃活動にも参加し、関係を構築。

(出典：<https://www.jre.co.jp/community/project/04/>)

➤ 四日市ソーラー発電所

・事業面積：約68ha ・発電容量：約21.6MW ・着工：2017年12月 ・運転開始：2019年3月

三重県環境影響評価条例に基づき、環境調査から準備書・評価書の作成など、法アセスに近い手続きを実施。残置森林を約30haに拡大したほか、事前調査から、複数の希少な植物や生物種が見つかり、事業用地の一部に8,000 m²のビオトープを建設して湿地帯などを設けた上で、希少種の移植作業を延べ19回実施。

(出典：<https://xtech.nikkei.com/dm/atcl/news/16/042412162/>)

対応案

- ・ 地域との関係構築に関する事例についてはまだ情報が少なく、また、農山漁村再工ネ法に加えて温対法についても今後活用されていく可能性があることから、関係自治体の協力を得つつ、引き続き情報収集を行うこととしてはどうか。